

研究論文

日本の TPP 交渉と関税撤廃の論争

楊 光洙*

I . はじめに

世界貿易は、自由貿易主義の潮流のなかで、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）体制から1995年に世界貿易機関（WTO）体制へと移行した。このWTO体制は、加盟国（現在153カ国）の発展水準や国内事情がそれぞれ異なるため、課題ごとに全体の合意を得るのが難しく、時間がかかりすぎる側面もある。そのため、双方の利益が一致する国同士は、いわゆる自由貿易協定（FTA）または経済連携協定（EPA）を結び、国益を優先しているのが現実である。すなわち、WTOでの合意で対応できる分野と対応できない分野があるので、多くの国はそれに対応している。相互有利な経済協力が期待できる場合は、経済共同体（Economic Community）あるいは地域貿易協定（RTA: Regional Trade Agreement）が重要な意味を持つようになっていく。

世界には、1990年代から東南アジア諸国連合（ASEAN：現在10カ国）、欧州連合（EU：現在27カ国）、北米自由貿易協定（NAFTA：3カ国）など様々な経済共同体あるいは地域貿易協定によって自由貿易の枠組みが形成されている。日本は少々遅れたが、シンガポールをはじめ10カ国及びASEAN等と自由貿易協定（FTA）または経済連携協定（EPA）を締結し、

対外経済関係を強化している。最近、日本では、2010年10月に菅直人首相が環太平洋パートナーシップ（TPP: Trans-Pacific Partnership）または環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）と呼ばれる自由貿易協定への交渉参加を表明した以降、急に浮上した。これは、2006年5月に環太平洋地域における経済連携協定としてシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国加盟でスタートし、現在はアメリカ、オーストリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの5カ国が交渉に参加している。TPPは、原則的にすべての品目から関税をなくすことであるので、いままでのFTAやEPAと異なり、例外品目を認めない非常にハードルの高い自由貿易協定である。関税が認められている品目はすべて、付属書Iで段階的な関税撤廃が明記されているが、条文で見ると、例外品目は見つけれない。すなわち、このTPPにおいて経過期間はあっても例外品目を認めない形で、関税の完全撤廃を目指していることを明らかにしている。

日本がTPPに参加することになると、アメリカとは経済的・政治的なパートナーシップが強化されることが考えられるが、他方、すでにEPA協定を締結した国には何らかの影響を及ぼすことになる。いままで進めてきたアジアを中心としたEPA政策の位置づけや今後の進め

*長崎県立大学経済学部教授

方、また TPP の交渉結果による既存の経済連携協定の見直しなどいろいろな課題が生じてくるであろう。現時点で TPP への参加に向けて日本は、政府間交渉を開始し、物品貿易に加え、投資、サービス、政府調達など幅広い分野を交渉の対象としている。しかし、TPP への姿勢が明確に決まっていない状況のままで混乱を招いていることも事実である。日本が世界に対してどのようなスタンスで、どのような戦略で望むべきなのか、今後の日本経済の将来を左右する重大な課題とも言えよう。

本論文の目的は、日本が環太平洋パートナーシップ (TPP) への交渉参加と関税撤廃がもつ意味について考察することである。まず、世界と日本における地域貿易協定の現状を踏まえたうえで、日本の対外経済政策の基本方針を分析し、TPP への交渉参加と関連してその戦略的な意味と今後の課題について論ずる。

Ⅱ．日本の対外経済政策の方向

1．日本の地域貿易協定の進捗状況

一般に、地域貿易協定は、特定の国家間に排他的な貿易特惠を相互に付与する国際協定の総称である。この地域貿易協定には、多様な形態がある。その主な形態と内容として、関税同盟とは、加盟国間の自由貿易以外も域外国に対して共同関税率を適応のこと、自由貿易協定 (FTA) とは、加盟国間の物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃のこと、経済連携協定 (EPA) とは、加盟国間の貿易・投資の自由化・円滑化、規制の撤廃や各種経済制度の調和等、幅広い経済関係のこと、共同市場とは、関税同盟に加えて加盟国間の生産要素の自由移動が可能な連携のこと、完全経済統合とは、単一通貨・加盟国間の共同議会の設置のような政

治・経済的統合水準の単一市場のことがある。

現在、日本の地域貿易協定は、EPA (経済連携協定) を柱とし、シンガポール (2002年11月30日)、メキシコ (2005年4月1日)、マレーシア (2006年7月13日)、チリ (2007年9月3日)、タイ (2007年11月1日)、インドネシア (2008年7月1日)、ブルネイ (2008年7月31日)、アセアン (2008年12月1日より順次発効)、フィリピン (2008年12月11日)、スイス (2009年9月1日)、ベトナム (2008年12月25日署名)、インド (2011年2月締結、発効待ち)、ペルー (2010年11月合意、締結待ち) など、7カ国との EPA が発効、2カ国・地域との EPA に署名、2カ国との交渉が大筋合意に至り、さらに4カ国・地域と交渉中である。

いままで日本の地域貿易協定は東アジア地域を中心に進めてきたといえよう。さらに、日本と ASEAN との経済統合推進は、世界市場に対する日本と ASEAN の競争力強化、物品及びサービスの貿易の漸進的な自由化、自由な投資制度の整備、経済統合のための新たな分野の発掘、ASEAN 諸国間の開発格差の縮小などにメリットがある。また、日本との貿易量が多い東アジア地域に最も高い関税が課せられている状況から、交渉を優先的に進めてきたのもその理由である¹⁾。また、ASEAN と日本・中国・韓国の「ASEAN + 3」、ASEAN と日本・中国・韓国・シンガポール・ニュージーランド・オーストラリアの「ASEAN + 6」、「ASEAN + 6」にインドまでを含む「東アジア共同体構想」など様々な地域貿易協定の枠組みが同時に進められているのも事実である²⁾。もし「東アジア共同体構想」が実現できれば、世界最大規模の貿易市場が誕生することになる。日本にとって、この東アジア共同体の形成は、貿易環境の強化以外に、外交関係の改善にも大きな意味がある

と言えよう。

2. 地域貿易協定と日本の基本方針

まず、世界における地域貿易協定が増加する傾向を見せている理由としては、第1に WTO のような多国間協議の場合には時間がかかることや合意が難しいこと、第2に特定国との排他的互惠措置による実質的国益の確保状態、第3に市場開放とともに競争論理の導入による生産性の向上、第4に貿易拡大及び外国人の直接投資による経済成長の原動力としての認識、第5に世界の地域主義に対する対応などが挙げられる³⁾。これらの理由は肯定的な側面からとられることであるが、副作用として域外国からの反発や反射的な影響があることも事実である。

また、地域貿易協定に対する WTO の規程が不明確・不十分であるため、その正当性を判断することは難しい。すなわち、WTO の規程第1条には GATT の規程第1条と同様に、特定国に与えた最も有利な貿易条件は全加盟国に平等に適用することが明記されているため、地域貿易協定は最恵国待遇の原則 (principle of most favored nation treatment) に真正面から違反するものである。WTO の中には、地域貿易協定委員会 (CRTA: Committee on Regional Trade Agreements) があり、関連規定の補完作業を行っているが、あまり進まないのが現状である。しかし、物品分野は関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) 第24条、サービス分野はサービス貿易に関する一般協定 (GATS) 第4条の要件を満たす場合は地域貿易協定を例外的に適法として認めているのである⁴⁾。これは実質的にすべての貿易を対象にしていることで、特定の分野を全面的に除外してはいけないこと、関税及び他の商業的制限の合理的期間内 (原則的に10年以内) に撤廃しなければならないこと、域外国

に対する関税及び他の商業的制限が協定締結の以前より後退してはいけないことなどの条件を満たさなければならない。

いままでの日本の地域貿易協定は FTA (自由貿易協定) よりも EPA (経済連携協定) を中心に推進してきている。この EPA とは、FTA の対象範囲であるモノの貿易、サービスの貿易、貿易円滑化、税関協力、基準認証等に、投資、政府調達、競争政策、二国間協議等を加えた地域貿易協定であるため、EPA は FTA に比べて経済交流の対象範囲が広く、包括的な経済連携を可能にする協定である。すなわち、日本は EPA を推進することで、経済全般の交流を図る一方、産業と件が異なる国との交渉においては相手国に柔軟な対応ができる範囲を広げる方針をとっているからである。相手国の交渉対象の産業と件が未熟の場合、他の交渉と件から相互有益な妥結案を補完させることで、相互利益を確保するというねらいである。日本の EPA 政策は、基本的に自由貿易体制の維持・強化と外交・安全保障の確保という両側面を持っている。

日本は EPA 政策の基本方針として WTO を中心とする多角的な自由貿易体制の補完 (対外経済関係の発展、経済的利益の確保)、日本及び交渉相手国の構造改革の推進、東アジア共同体の構築等を打ち出している⁵⁾。基本的には、まず東アジア諸国との交渉に全力を注ぐとともに、交渉相手国との経済関係の現状に応じて経済連携の方法 (投資協定、相互承認協定、投資環境整備など) を検討するという方針である⁶⁾。一方、日本の EPA は、国内的には経済界からの要望、他の国の経済連携による日本企業の不利益の解消、国内構造改革と規制緩和、貿易自由化が遅れている国への対応などを反映している。反面、対外的にはまず WTO 交渉の進捗状

況をベースにして、EU や NAFTA など自由貿易圏への対応、他の国と地域との関係の維持と強化、ASEAN を含む東アジア地域の経済統合（東アジア共同体）への対応が政策の柱となっている。

これらの EPA の交渉にあたっては、相手国との困難さに相互が適切な考慮を払うことができるか、貿易・投資上生じ得る影響を巡り摩擦等が生じないか、WTO 及び EPA 上の約束を実施する体制が整っているかなどの観点を重視している。EPA の締結により、日本全体としての経済利益の確保、物品・サービス貿易や投資の自由化、鉱工業品、農林水産品の輸出やサービス貿易・投資の実質的な拡大、円滑化が図れる。また、EPA 政策には、知的財産権保護等の各種経済制度の調和、人の移動の円滑化、日本企業のビジネス環境の改善、資源及び安全・安心な食料の安定的輸入、輸入先の多元化などによって経済社会の構造改革の促進、経済活動の効率化及び活性化をも期待している。

しかし、2010年10月に日本(菅直人首相)は、新成長戦略実現会議⁷⁾で、「米国、韓国、中国、

ASEAN、豪州、ロシア等のアジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有するための環境を整備するにあたっては、EPA・FTA が重要である。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) の構築を視野に入れ、APEC 首脳会議までに、我が国の経済連携の基本方針を決定する」という趣旨から TPP 協議に参加すると表明した。この菅直人首相の突然の発言より、TPP への参加に向かって地域貿易協定の基本方針が転換している。TPP に対する具体的な対策が明確になっていない状況でもあって、安易な参加に対する危機感が世の中の論調になっている。どのような理由で基本方針の転換が行われているのか、またその狙いと目標は何なのかも明らかではないのが現状である。したがって、いままで進めてきた「ASEAN+3」、「ASEAN+6」、「東アジア共同体構想」との整合性は、どうすればよいのかが新たな課題である⁸⁾。これに関する一連の動きを整理すると次のとおりである(表1を参照)。

表1 日本の TPP 交渉参加の動きとその反応

2010年10月	菅直人首相、TPP に参加検討の表明。
2010年11月	内閣：農業分野に「農業構造改革推進本部（仮称）」設置（2011年6月まで基本方針作成）菅直人首相：APEC において TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に正式表明。内閣：「食と農林漁業の再生推進本部」を発足。
2010年12月	第4回ニュージーランド・ラウンドの TPP 協議にオブザーバーとしての参加が拒否される（TPP 参加姿勢が明確でないため）。経済産業省：農林水産省とは違った立場から農業の産業化を支援する作業部会として「農業産業化支援ワーキンググループ」を発足。
2011年2月	全国30以上の道府県議会で反対、ないし慎重な対応を求める意見書採択。TPP に関する政府の公開討論会「開国フォーラム」がさいたま市で開催(政府の情報不足を漏出)。
2011年3月	全国農業協同組合中央会：TPP への参加に反対表明。

*2011年3月現在、すでにアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア(5カ国)が TPP へ参加、次いでコロンビア、カナダ、日本が交渉参加の意向を表明。中国と韓国は TPP 参加への姿勢を明確にしていない。

*APEC (Asia Pacific Economic Cooperation) とは、1989年に創設されたアジア太平洋地域初の政治・経済協力のための会議。日本・韓国・アメリカ・中国・台湾・香港・ASEAN 諸国などの21カ国・地域が参加している。

Ⅲ . TPP 交渉と判断材料

一般に、FTA/EPA は基本的に二国間協定であり、双方の協議によって対象品目や関税の段階的に減免の設定（10年で貿易総額の90%の関税を撤廃、残り10%で主要品目及びを除外・例外扱い）が可能である。これに対して、TPP は、多国間協定であり、例外なくすべての品目を交渉対象にしており、すべての品目の関税を将来的に100%完全に撤廃（交渉締結時に90%即時関税撤廃、残り10%は10年間で削減・完全撤廃）するという非常に強力な地域貿易協定である。現在、日本は主に EPA を中心に地域貿易協定を進めてきているが、市場規模が日本より小さい国ばかりである。反面、TPP の交渉参加国には日本より市場規模が大きい世界 1 のアメリカがある。この点はメリットになると考えられる。しかし、TPP の交渉参加国には、農産物輸出国（例えば、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム、チリ）が多く、品目に例外のない関税撤廃が求められると、これまでのような方法で日本の農産物を守ることができなくなる。また、TPP はアメリカが主導する枠組みであるので、経済分野以外に、アメリカの政治的な要求等が出てくる可能性もある。

市場規模の観点から国際通貨基金（IMF）による各国の GDP（購買力平価ベース、単位：10億 US ドル、2009年）を見ると、全世界の市場規模は69,808.81(100%)で、欧州連合(EU)が14,793.98(1位：21.19%)、アメリカが14,256.28(2位：20.42%)、中国の8,765.24(3位：12.56%)、日本が4,159.43(4位：5.96%)でこれらの4大市場だけで全世界の60.13%を占めている。ここで、仮に日本が TPP に参加し、10カ国になった場合、世界最大の市

場規模(31.41%)の自由貿易圏が形成されることになる。また、TPP 域内の市場規模からみると、アメリカが65.01%、日本が18.97%を占めることになり、アメリカは巨大な影響力をもつことになりかねない。そして、アメリカと日本の2カ国だけで TPP 市場全体の83.98%をカバーすることになる。他方、韓国の1,364.15(12位：1.95%)を用いると、東北アジアの日本、中国、韓国の3カ国だけでも全世界の20.47%を占めている。この一点だけを見る限り、アメリカと個別に FTA あるいは EPA を交渉した方が妥協しやすいし、品目交渉も有利に進めることができると言えよう。また、日本は TPP 交渉参加国のうち、ニュージーランド、アメリカ、オーストラリア(交渉中)を除く6カ国とはすでに EPA を締結(ペルーは合意中)している。したがって、これらの国との間では、アメリカ以外に日本が新たに TPP に参加して得られるものは少ないと考えられる(表2を参照)。

貿易規模の側面からみると、日本の主要輸出相手国は、ここ10年間上位にアメリカ、中国、韓国、台湾が占めていることは変わりが無いが、近年中国がアメリカを越して一位になり、この4カ国への輸出額が2010年に日本の輸出総額の55.7%を占めており、輸出相手国が偏っていることがわかる。一方、2010年の主要輸入相手国をみると、上位には中国が22.10%、アメリカが9.70%、オーストラリアが6.50%、韓国が4.10%、インドネシアが4.10%、台湾が3.30%で全体の50.7%を占めている傾向には変わりが無い状況である(主な石油輸入国であるサウジアラビアとアラブ首長国連邦は別として)。すなわち、輸入相手国は主にアジア諸国(45.30%)に集中しているのが現実である。このような貿易構造からみる限り、アメリカを除いて他の TPP 交渉参加国との関係は非常に

表2 TPP交渉参加国のGDPの比較(2009年) (単位:10億US\$、%)

	国	GDP	世界順位	世界の割合	TPPの割合	EPA状況
1	シンガポール	239.97	46	0.34	1.09	締結
2	ブルネイ	19.67	117	0.03	0.09	締結
3	チリ	243.57	43	0.35	1.11	締結
4	ニュージーランド	115.41	58	0.17	0.53	×
	(4カ国計)	618.62	-	0.89	2.82	-
5	アメリカ	14,256.28	1	20.42	65.01	×
6	オーストラリア	322.51	35	0.46	1.47	交渉中
7	ペルー	251.39	42	0.36	1.15	合意
8	ベトナム	256.58	38	0.37	1.17	締結
9	マレーシア	382.26	29	0.55	1.74	締結
	(9カ国計)	17,770.67	-	25.46	81.03	-
10	日本	4,159.43	3	5.96	18.97	-
	(10カ国合計)	21,930.10	-	31.41	100.00	-
	中国	8,765.24	2	12.56	-	×
	韓国	1,364.15	12	1.95	-	中断中
	EU	14,793.98	-	21.19	-	-
	世界	69,808.81	-	100.00	-	-

資料: Wikipedia、<http://ja.wikipedia.org/wiki/>、2011年3月20日、IMFの購買力平価(PPP)ベースより作成。

薄いことがわかる(表3と表4を参照)。日本の貿易におけるTPP(9カ国計)と主要国の品目別比率(2009年)をみると、TPPの割合が高く見えるが、相当の割合はアメリカが占めていることが分かる。それに比べて中国や韓国の割合をみると、TPPに匹敵する程度の比重を占めていることがわかる(表5を参照)。

日本とTPP交渉参加国の平均関税率をみると、日本においては農産物の平均関税率が21.0%で非常に高く、関税によって農業が守られていることがよくわかる。もちろん他の品目においては低い関税率を適用しているため、その点は交渉に柔軟に対応できると考えられる。他方、TPP交渉参加国における平均関税率

表3 日本の主要輸出国の推移 (単位:100億円)

	2000年		2005年		2010年	
1	アメリカ	1,536 29.80%	アメリカ	1,481 22.60%	中国	1,309 19.50%
2	台湾	387 7.60%	中国	884 13.60%	アメリカ	1,039 15.50%
3	韓国	331 6.50%	韓国	515 7.90%	韓国	546 8.20%
4	中国	327 6.40%	台湾	481 7.40%	台湾	460 6.90%
5	香港	293 5.80%	香港	397 6.10%	香港	370 5.60%
6	シンガポール	224 4.40%	タイ	248 3.90%	タイ	299 4.50%
7	ドイツ	216 4.30%	ドイツ	206 3.20%	シンガポール	221 3.40%
8	イギリス	156 3.20%	シンガポール	204 3.20%	ドイツ	179 2.80%
9	マレーシア	150 2.10%	イギリス	166 2.60%	マレーシア	154 2.40%
10	タイ	147 2.90%	オランダ	145 2.30%	オランダ	143 2.20%
	日本(総額)	5,166	日本(総額)	6,566	日本(総額)	6,741
	アジア	2,125 41.20%	アジア	3,180 48.50%	アジア	3,783 56.20%
	EU	843 16.40%	EU	965 14.80%	EU	1,130 17.00%

資料: 財務省貿易統計より作成。

表 4 日本の主要輸入国の推移

(単位: 100億円)

		2000年		2005年			2010年		
1	アメリカ	778	19.00%	中国	1,198	1,198	中国	1,341	22.10%
2	中国	594	14.50%	アメリカ	707	12.40%	アメリカ	591	9.70%
3	韓国	220	5.40%	サウジアラビア	317	5.60%	オーストラリア	391	6.50%
4	台湾	193	4.70%	アラブ首長国連邦	280	4.90%	サウジアラビア	315	5.20%
5	インドネシア	177	4.30%	オーストラリア	271	4.80%	アラブ首長国連邦	257	4.20%
6	アラブ首長国連邦	160	3.90%	韓国	270	4.70%	韓国	250	4.10%
7	オーストラリア	160	3.90%	インドネシア	230	4.00%	インドネシア	246	4.10%
8	マレーシア	156	3.80%	台湾	199	3.50%	台湾	202	3.30%
9	サウジアラビア	153	3.70%	ドイツ	197	3.50%	マレーシア	199	3.30%
10	ドイツ	137	3.40%	タイ	172	3.00%	タイ	184	3.00%
	日本(総額)	4,095		日本(総額)	5,696		日本(総額)	6,065	
	アジア	1,706	41.70%	アジア	2,529	44.40%	アジア	2,747	45.30%
	EU	504	12.30%	EU	647	11.40%	EU	582	9.60%

資料: 財務省貿易統計より作成。

表 5 日本の貿易における TPP・主要国の品目別比率(2009年)(単位: 百万ドル、%)

品目		貿易額	TPP	米国	韓国	中国
輸出	輸送機器	128,564	36.4	26.3	1.1	7.9
	一般機械	101,968	26.4	18.1	7.4	19.0
	電気機器	107,278	22.0	12.8	7.1	23.9
	化学品	77,180	17.8	11.4	15.6	22.6
	鉄鋼製品	38,915	15.1	5.8	21.2	24.3
	(輸出総額)	580,465	25.7	16.1	8.1	18.9
輸入	鉱物性燃料	152,165	22.6	0.7	1.5	0.9
	機械機器	147,204	24.5	17.1	6.5	35.4
	食料品類	53,810	39.2	24.1	2.7	13.0
	化学品	56,937	22.4	17.2	4.9	15.5
	繊維製品	31,061	5.8	1.3	1.7	9.1
	(輸入総額)	551,788	24.6	10.7	4.0	22.2

注: TPP は、シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリ、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの9カ国合計。

資料: 日本貿易統計。

出所: 日本貿易振興機構(JETRO)海外調査部(2011年4月)『環太平洋戦略経済連携協定(TPP)の概要』、8ページより作成。

は、国によってばらばらである。しかも、テレビや乗用車に対しては、ベトナムとマレーシアが相手国によって異なる関税率を適用している。ベトナムでは、乗用車に対して最高83.0%まで関税率が課せられている。このように TPP 交渉参加国の間でも関税率が相当の違いがあり、最終的に関税を撤廃するための交渉は、堅

強な道程であると言えよう(表6を参照)。

日本が TPP の交渉に参加するためには、貿易品目と関税、相手国の物価(品目別の価格差)、自国商品の現地生産量の現状や今後の生産可能性⁹⁾、為替レートの変動、資源の確保可能性、産業構造や特徴など様々な観点から検討し、農業、工業、サービス業など国内産業全般

表6 TPP交渉参加国と日本の平均関税率

(単位: %)

	シンガポール	ブルネイ	ニュージーランド	チリ	アメリカ	オーストラリア	ペルー	ベトナム	マレーシア	日本
単純平均 MFN 関税率	0.0	2.5	2.1	6.0	3.5	3.5	5.5	10.9	8.4	4.9
農産物	0.2	0.1	1.4	6.0	4.7	1.3	6.2	18.9	13.5	21.0
鉱工業品	0.0	2.9	2.2	6.0	3.3	3.8	5.4	9.7	7.6	2.5
電気機械	0.0	14.3	2.6	6.0	1.7	3.2	3.1	10.9	4.3	0.2
(テレビ)	0.0	5.0	0.0	6.0	0.5	0.5	9.0	0.37	0.30	0.0
輸送機械	0.0	4.0	3.1	5.4	3.0	5.1	1.5	18.9	11.6	0.0
(乗用車)	0.0	0.0	0.10	6.0	2.5	5.0	9.0	10.83	0.35	0.0
化学品	0.0	0.5	0.8	6.0	2.8	1.8	3.1	4.2	2.9	2.2
繊維製品	0.0	0.9	1.9	6.0	8.0	6.8	13.1	10.0	10.3	5.5
非電気機器	0.0	7.1	3.0	6.0	1.2	3.1	0.8	4.0	3.6	0.0

注: テレビ、乗用車を除き、2009年の平均税率(ブルネイについては2008年)。テレビ(HS852871~73)、乗用車(HS8703)は2010年10月時点の適用税率。オーストラリアの乗用車の関税は、中古車には5%+12,000豪ドルの重量税が加算。

資料: World Tariff Profiles 2010 (WTO、UNCTAD、ITC)、World Tariff (FedEx Trade Networks)

出所: 日本貿易振興機構(JETRO)海外調査部(2011年4月)『環太平洋戦略経済連携協定(TPP)の概要』、6ページ。

にわたる影響を考慮しなければならない。他方、現在の最大の貿易相手国である中国や韓国の動きも非常に重要な判断材料になることは確実である。したがって、中国や韓国との協力なしに日本がTPPに参加することになれば、大きな国際競争相手をさらに強化させる可能性が秘められていると言える。

IV. むすび

世界経済は、自由貿易主義をもとにグローバル化の進展とWTOの機能不振が重なり、地域貿易協定を通じてそれぞれの国益を確保しようとする動きが活発になっている。これには先進国はもちろん途上国も積極的に交渉に臨んでいる様子が見られる。そこで、本研究では、日本のTPP参加表明に関連して今までの対外経済政策を踏まえた上で、その戦略的な意味を考察した。

これからのTPPの交渉日程は、2011年10月までに協議を終え、11月にハワイで行われるAPEC首脳会議での妥結を目指している。日本にとって物理的な時間が非常に少ないなか、急いで交渉に参加する必要があるのかは疑問である。また、日本がこれまでEPAを締結していないニュージーランド、アメリカとの間では、日本にとってTPP参加に伴う影響(特に農産物)が大きく、そのなかでもアメリカとの関係が最大の問題である。そこで韓国とアメリカとのFTAが発効すると、韓国製品に対してアメリカの関税が撤廃され、日本の対アメリカ輸出にとってマイナス要因となるので、主に韓国との関係も念頭材料である。さらにアメリカが中国との関係を密接にしようとする動きがあるなか、今後、両国がどのような戦略で臨むのかを見極める必要もある。日本がTPPに参加すれば、それ以外の国とのEPA交渉においても追加的な関税撤廃につながる交渉材料を提供

する可能性もある。

日本の対外経済政策は、経済的な相互依存を深めると同時に、相手国との政治的信頼感を強化し、日本のグローバルな外交的影響力や利益を拡大する狙いがある。すなわち、経済外交に柔軟性を確保し、経済相互依存と政治的連携の強化を戦略としている。しかし、このように疑問が多い TPP への参加は、経済的・政治的側面だけではなく、財政的負担や国民的感情にも配慮が必要である。確かに、国際貿易環境はますます厳しくなっており、日本の一部の品目においては国際競争力が落ちているのも事実である¹⁰⁾。それにしても10年という期間のうちに産業経済全般の構造を揺るがしかねない TPP への参加は慎重に進めるべきである。

現時点での TPP 交渉参加の表明の意味については、すでに構築されている世界の様々な地域貿易協定の枠組みの状況から見る限り、日本の立場が段々と弱くなっていくのは明らかであるため、その危機感の表れであることとして評価できる。言い換えれば、日本が行ってきた EPA 中心の自由貿易協定は、戦略的な意味からみると、関税側面で日本の農産物を保護するような内容を重視してきた。しかし、これらの相手国の総量的市場が小規模であり、将来にも大きくなる可能性は低い国と地域ばかりである。この意味で日本がより大規模の市場を目指し、地域貿易協定の交渉を進める必要があることは明らかである。そのためには、まず国内産業の保護や国民感情の安心感などを配慮した形で、地政学的な側面からも重要な意味をもち、かつ今後の経済発展可能性が高い中国や韓国を交渉相手国にするのが先であろう。それと同時に日本は、アメリカとの外交関係や同盟関係を強化する意味でも個別に自由貿易協定の交渉を急ぐべきであろう。

注

- 1) ASEAN との関係においては、中国や韓国も日本と同様に東アジア重視の政策を採っている。これについては、権耿徳・鄭仁教(2007年)『韓国 ASEAN FTA の経済的効果に関する研究』韓国学術情報誌を参照せよ。
- 2) この ASEAN + 3 及び ASEAN + 6 というのは、アジア通貨危機をきっかけに協力枠組みが成立した経緯がある。渡辺利夫編(2005年)『東アジア市場統合への道』勁草書房、15～17ページ。
- 3) 鄭仁教・魯在峯編(2005年)『グローバル時代の FTA 戦略』韓国図書出版ヘナム、9～12ページ。
- 4) この GATT の第24条、GATS の第4条以外に許容条項(Enabling Clause)があるが、これは GATT の1979年決定のことで、一般特惠関税(GPS)及びパンコク協定等に基づいて加盟国が発展途上国に対して特恵的な待遇を許容したものである。
- 5) 経済連携促進関係閣僚会議決定、平成16年12月21日。
- 6) これについては、外務省経済局(2008年)『日本の経済連携協定(EPA)交渉 現状と課題』7ページと16ページを参考せよ。
- 7) 新成長戦略実現会議とは、2010年9月7日の閣議決定により、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)の実現を推進・加速するために設置されたものである。
- 8) 東アジア共同体の構築については、地域協力という観点から日本の役割の重要性がますます高まっている。これについては、松野周治(2010年)『東アジア共同体と日本』田中祐二・中本悟編著『地域共同体とグローバルイゼーション』晃洋書房、19～32ページを参考せよ。
- 9) 日本を含む東アジアの生産構造や ASEAN との関係については、板東慧(2007年)『アジア共同体と日本』日本評論社、81～98ページを参考せよ。
- 10) 日韓の部品産業における国際競争力については、李鴻培(2010年)『韓日部品素材産業の競争力比較と協力拡大への課題』福井県立大学編『東アジアと地域経済2010』福井県立大学、79～99ページを参考せよ。

参考文献

- 板東慧(2007年)『アジア共同体と日本』日本評論社。
- 松野周治(2010年)『東アジア共同体と日本』田中祐二・中本悟編著『地域共同体とグローバルイゼーション』晃洋書房。
- 李鴻培(2010年)『韓日部品素材産業の競争力比較と協力拡大への課題』福井県立大学編『東

- 『アジアと地域経済2010』福井県立大学。
渡辺利夫編（2005年）『東アジア市場統合への道』勁草書房。
外務省経済局（2008年）『日本の経済連携協定（EPA）交渉 現状と課題』。
権耿徳・鄭仁教（2007年）『韓国 ASEAN FTAの経済的効果に関する研究』韓国学術情報社。
鄭仁教・魯在峯編（2005年）『グローバル時代のFTA戦略』韓国図書出版ヘナム。

[付記] 本稿は、平成21～22年度長崎県立大学学長裁量教育研究費の助成によるものである。